

定価(消費税込)一箇年 一七,六〇〇円(郵送料を含む)

山梨県公報

号外第五十二号

令和二年

十二月十四日

月 曜 日

目次

規 則

○山梨県食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則……………一
○山梨県調理師法施行細則及び山梨県栄養士法施行細則の一部を改正する規則……………七

規 則

山梨県規則第五十五号

山梨県食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県食品衛生法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所

氏 名

印

生年月日

（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

営業許可申請書

食品衛生法第52条第1項の規定により次のとおり営業の許可を申請します。

| | | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|----------|
| 営業所の所在地 | | |
| 営業所の名称等 | | |
| 営業設備の概要 | 別紙のとおり | |
| 営業の種類 | 備考 | |
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 申請者の欠格事項 | (1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないこと。 | 有（内容 ）・無 |
| | (2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないこと。 | 有（内容 ）・無 |
| 営業譲渡 | 譲渡者の氏名 | |
| | 内容 | 別紙のとおり |

備考1 申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合であつて、営業設備の概要に係る内容に変更がないときは、営業譲渡の欄に記載の上、営業設備の概要に係る別紙を省略することができる。

2 法人の役員であつてその業務を行うものが欠格事項に該当するときは、申請者に欠格事項があるものとして記載すること。

（添付書類）

- 1 水質検査成績書（水道水を使用する場合を除く。）
- 2 製造業にあつては、製造方法の概要

第一号様式の三中「**山梨縣本**」の次に「又は法定相続財産一覽区の写し」を加える。

(山梨県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第五条 山梨県クリーニング業法施行細則(昭和三十九年山梨県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者 本 籍

住 所

電話番号

氏 名

印

生年月日

(法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名)

クリーニング所開設届

次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届けます。

| | | | | | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|------|--|
| クリーニング所の名称 | | | | | |
| クリーニング所の所在地 | 電話番号 | | | | |
| クリーニング所開設予定年月日 | | | | | |
| クリーニング所の構造設備の概要 | 洗場 | 仕上場 | 受取及び引渡し場 | | |
| | m ² | m ² | m ² | | |
| 管理人 | 本籍 | | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 氏名 | | 生年月日 | | |
| 従事者数 | | | | | |
| クリーニング師 | 本籍 | | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 氏名 | | 生年月日 | 登録番号 | |
| 営業内容 | | | | | |
| 営業譲渡 | 譲渡人の氏名 | | | | |

注1 申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合にあつては、「クリーニング所の構造設備の概要」、「従事者数」、「クリーニング師」及び「営業内容」のうち変更がない事項の記入を省略することができる。

2 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。

3 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。

4 クリーニング所の構造設備の平面図及び付近の見取図を添付すること。申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合であつて、構造設備等に変更がないときは、これらを省略することができる。

5 開設者が他にクリーニング所を開設している場合には、名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記入した書類を添付すること。

6 注1により記入を省略し、又は注4により添付を省略する場合にあつては、「営業譲渡」の欄に記入の上、営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

営業者 本 籍
 住 所
 電話番号
 氏 名 印
 生年月日
 （法人にあつては、その名称、
 所在地及び代表者の氏名）

無店舗取次店営業開始届

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届けます。

| | | | | | | |
|------------------------------|--------|----------------|------|--|---------|--|
| 無店舗取次店名称 | | | | | | |
| 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所 | 登録番号 | | 車両番号 | | 車両の保管場所 | |
| 営業区域 | | | | | | |
| 営業開始の予定年月日 | | | | | | |
| 業務用車両の構造の概要 | 車種 | 荷台スペース | | | | |
| | | m ² | | | | |
| 従事者数 | | | | | | |
| クリーニング師 | 本籍 | | | | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | | 生年月日 | | 登録番号 | |
| 営業内容 | | | | | | |
| 営業譲渡 | 譲渡人の氏名 | | | | | |

注1 申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合にあつては、「営業区域」、「業務用車両の構造の概要」、「従事者数」、「クリーニング師」及び「営業内容」のうち変更がない事項の記入を省略することができる。

2 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。

3 業務用車両の構造設備の平面図及び車両の保管場所の見取図を添付すること。申請者が申請に係る営業を譲り受けた場合であつて、構造設備等に変更がないときは、これらを省略することができる。

4 無店舗取次店の営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合には、無店舗取次店ごとにその名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいる場合はその氏名を記入した書類を添付すること。

5 注1により記入を省略し、又は注3により添付を省略する場合にあつては、「営業譲渡」の欄に記入の上、営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第8号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

電 話 番 号

ふりがな
氏 名

印

生 年 月 日 年 月 日

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

調理師免許証の書換交付申請書

免許証の記載事項を次のとおり変更したので、免許証を書換交付されるよう、免許証及び手数料を添えて申請します。

書換事項

| | 変更前 | 変更後 |
|----------------------|------|-------|
| 本籍地 都道府県名 (国籍) | | |
| ふりがな | | |
| 氏名 | | |
| | (旧姓) | (旧姓) |
| 旧姓併記の希望 | | 有 ・ 無 |
| 通称名 | | |

第9号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

電 話 番 号

ふりがな

氏 名

(旧姓

(通称名

印

)

)

生 年 月 日

年 月 日

登 録 番 号

第

号

登 録 年 月 日

年 月 日

調理師免許証再交付申請書

調理師免許証を次の理由により再交付されるよう、(免許証及び) 手数料を添えて申請
します。

理 由

(山梨県栄養士法施行細則の一部改正)

第二条 山梨県栄養士法施行細則(昭和三十六年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| | 「氏名 | 印 | 「氏名 |
| | 」 | 」 | 」 |
| 第一号様式中 | 生年月日 | 年 月 日生 | (旧姓) |
| | | | (通称名) |
| | | | 生年月日 |

印
「2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行つたことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日) 有・無 _____」
に改める。

たことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日) 有・無 _____
「2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行つたこと
_____」
3 旧姓併記の希望の有無。有・無 _____
の有無。(有の場合、違反の事実及び年月日) 有・無 _____

「 _____」
に改める。
第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

電 話 番 号

ふりがな
氏 名

印

生 年 月 日

年 月 日

登 録 番 号

第

号

登 録 年 月 日

年 月 日

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録事項を次のとおり変更したので、栄養士名簿訂正・免許証書換え交付を申請します。

1 変更事項

| | 変更前 | 変更後 |
|----------------------|------|-------|
| 本籍地 都道府県名 (国籍) | | |
| ふりがな | | |
| 氏名 | | |
| | (旧姓) | (旧姓) |
| 旧姓併記の希望 | | 有 ・ 無 |
| 通称名 | | |

2 変更の理由及び年月日

理 由

年 月 日

備考 名簿訂正の申請をするには、申請の原因たる事実を証する書類を添付すること。
書換え交付の申請をするには、栄養士免許証を添付すること。

第四号様式中「氏 名

「氏 名
印」を (旧姓
(通称名

印

) 、「破った」を「破った」に改める。
) 」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。